

令和8年6月8日

犬山市外へ通学されている児童生徒の保護者様

犬山市長 原 欣伸

学校給食費の補助事業・手続きのお知らせ

平素は、犬山市の教育事業へのご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、当市では、子育て支援事業として、令和8年度について小中学生の給食費を無料化することといたしました。

つきましては、市外の学校（※一部対象外校あり）へ通学されている方には、市が算定した基準額に基づいた補助をしますので、次のとおり、手続きいただきますようご案内申し上げます。

1. 対象者と補助内容

犬山市在住で、給食を提供する学校に通学中の児童生徒

※県立小学校、特別支援学校小学部は対象外です

※食物アレルギーなどですべての給食を食べることが困難な場合も、条件により補助対象です

※生活保護法や特別支援教育就学奨励費などで給食費の全額援助を受けている場合、補助対象外です

(1) 補助金額（月額） 小学生5,200円 中学生6,000円

(2) 対象期間

令和8年4月～令和9年3月

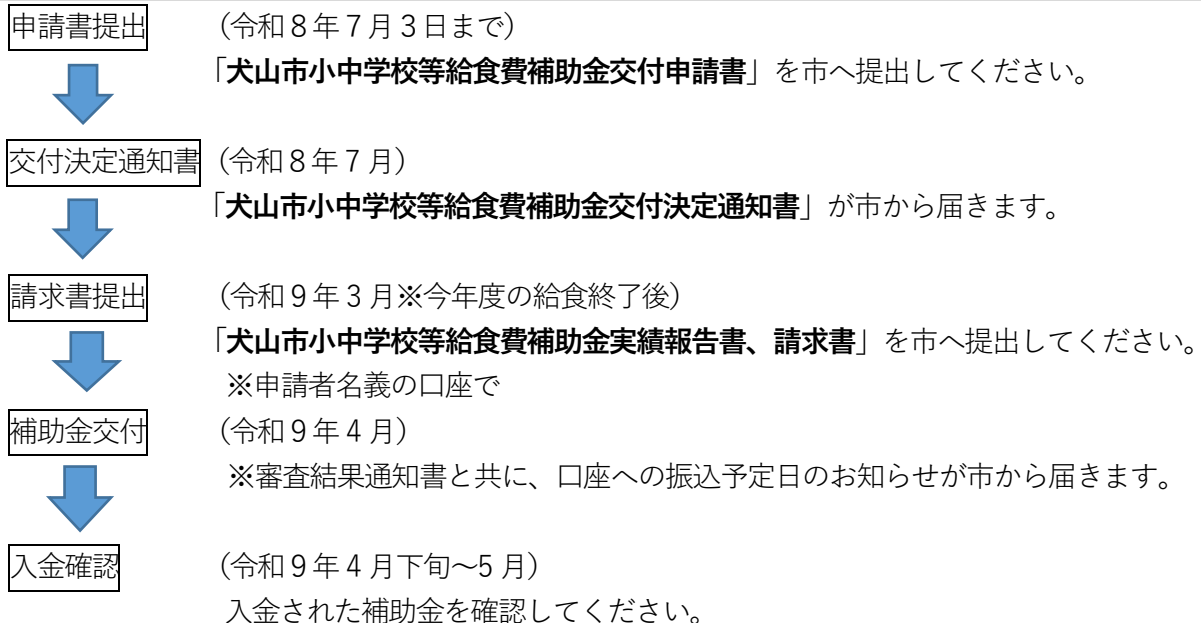
2. 申請手続き

(1) 申請書類 「犬山市小中学校等給食費補助金交付申請書」に必要事項を記入して提出

(2) 申請期間 令和8年6月8日（月）から令和8年7月3日（金）まで

(3) 申請方法 犬山市役所3階学校教育課へ持参、または、郵送による（期間必着）

3. 申請から補助金交付までのながれ



■申請・お問い合わせ

犬山市教育委員会 学校教育課（犬山市役所3階） 庶務担当 足立、上田

〒484-8501 犬山市大字犬山字東畑36番地

電話：0568-44-0358 FAX：0568-44-0372 Email：070200@city.inuyama.lg.jp